平成２８年（フ）第６２７号
さいたま市南区文蔵３丁目36番３号　第４信濃ヴィラ201号
債務者　御船　満郎
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
埼玉県本庄市児玉町児玉1634番地20
債務者　磯部　純也
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１３２号
埼玉県比企郡嵐山町川島1973番地３　家族の家ひまわり嵐山、住民票上の住所東京都小平市花小金井１丁目10番10号
債務者　村野　啓七
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１４２号
埼玉県行田市壱里山町８番地７　シティホームズ壱里山301、旧住所埼玉県行田市門井町２丁目６番地　１棟502号
債務者　中村　進治
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２７４号
千葉市美浜区高洲２丁目８番８棟304号、申立時の住所千葉市美浜区高洲１丁目17番７棟215号
債務者　小出　榮子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９８号
千葉県八千代市村上1597番地40　八千代荘201
債務者　立野　政男
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３１８号
千葉県市川市本行徳23番17号（グレイッシュ・クサカベ201号）
債務者　富田　達之
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３６６号
千葉市中央区祐光４丁目17番１号　コーポ八重201号
債務者　黒澤　　哲
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４１１号
千葉市若葉区原町165番地１　コートビレッジＢ102号
債務者　湯浅　竜矢
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４１２号
千葉県船橋市三山６丁目45番３号三山レジデンス202号
債務者　篠瀬　早苗（旧姓組田）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４２８号
千葉市中央区弁天１丁目12番１号　ハイムセロー202号
債務者　斉藤彩水こと　齋藤　彩水
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４５７号
千葉市緑区おゆみ野３丁目５番地17　芝コーポ三号館402号
債務者　金野奈生子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４７１号
千葉市若葉区都賀３丁目20番９号　松本ビル301号
債務者　川嶋　一芳
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５６号
千葉県銚子市海鹿島町5239番地の55
債務者　木谷　千鶴
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６８号
千葉県旭市平松1354番地　鈴木方、住民票上の住所千葉県旭市琴田2608番地７
債務者　髙田　良江
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８号
川崎市宮前区土橋６丁目15番地１　宮前平パームハウスＡ棟　313、前住所川崎市高津区向ケ丘60番地18　スターハイツ　102
債務者　轟　　安奈（旧姓古市）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係